

## 社団法人高知県建設業協会公益通報取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、法令違反等に関する通報を会員等から受け付ける体制を整備し、通報者の保護を図りながら適切な措置を講ずることで、会員の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

### 2 公益通報の範囲

#### (1) 通報者の範囲

- ア 会員（法人にあってはその役員及び従業員）
- イ 県民（通報対象となる法令違反が生じ、又は生ずる恐れがあると信じたことに相当の理由がある場合に限る。）

#### (2) 公益通報の対象範囲

会員の法令違反行為（法令違反行為が生ずる恐れがある場合を含む。）及び当協会の行動憲章に反する行為。

### 3 会員の責務

会員は、法令及び当協会の行動憲章に従い、建設産業の健全な発展に寄与しなければならない。また、公益通報をする際には、他人の正当な利益や公共の利益を害することのないよう留意し、誠実に行わなければならない。

### 4 公益通報に関する窓口

公益通報に関する事務を処理するため、公益通報取扱事務所及び公益通報取扱責任者を置く。

### 5 公益通報の処理

#### (1) 公益通報の受付

公益通報取扱責任者は次の事柄に留意し公益通報の受付を行う。

- ア 通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名、連絡先および公益通報の内容となる事実を把握する。
- イ 通報者に対して、公益通報をしたことに対する不利益な取り扱いがないこと及び通報者の秘密が保持されることを十分説明する。

- ウ 通報者に対して、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を通知する。
- エ 通報内容が虚偽であることが明らかな場合や著しく不分明な場合は、公益通報として受理しないものとする。
- オ 通報が匿名で行われた場合や通報対象事実でないことが通報時において明らかな場合は、この要綱に基づく公益通報としてではなく、情報提供がなされたものとして公益通報に準じた取扱いを行うものとする。
- カ 公益通報の受理から処理の終了までの処理期間は原則として2カ月以内とし、期間内に処理が終了するよう努めるものとする。

## (2) 公益通報に基づく措置の実施等

- ア 公益通報として寄せられた情報は、原則として、公共工事の発注機関や公正取引委員会、県警に報告する。また、公益通報取扱責任者は、倫理委員会にもその事実を通知するものとする。
- イ アの通知を受けた倫理委員会は、速やかに是正措置等を講ずるよう理事会及びコンプライアンス委員会に通知するものとし、その際には通報者の秘密保持に関して十分に配慮するものとする。また倫理委員会は「不祥事を起こした会員に対する措置基準」の定めるところにより適切な措置を検討し、理事会に勧告することとする。
- ウ 前項の通知を受けた理事会又はコンプライアンス委員会は、関係する会員にその内容を通知し、是正措置等を求める。
- エ コンプライアンス委員長は、関係する会員が前項の通知に基づく是正措置等を講じたときは、倫理委員会に報告しなければならない。また、公益通報取扱責任者は、通報者に対してその内容を通知するものとする。
- オ 会員への是正措置等の通知及び行政機関への通報をする場合は、公益通報者の保護に十分配慮しなければならない。

## (3) 是正措置等の実効性の評価

倫理委員会は、通報処理終了後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を通知するものとする。

## 6 通報者等の保護

会員及び倫理委員会は次の事柄に留意して通報者等の保護を図る。

### (1) 通報者等の保護

ア 通報者又は公益通報取扱事務所に相談した者（以下「相談者」という。）に対して、通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

イ 通報者又は相談者に対し、公益通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いを行った者に対しては、「不祥事を起こした会員に対する措置基準」を準用して措置を講ずることとする。なお、正当な理由がなく、公益通報又は相談に関する秘密を漏らした者についても同様とする。

### (2) 通報者等へのフォロー

公益通報取扱責任者は、通報者又は相談者に対して、通報又は相談をしたことを理由とした不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われていないかを適宜確認するなど、通報者等の保護に係る十分なフォローアップを行う。

## 7 その他

### (1) 秘密保持の徹底等

ア 通報処理に従事する者は、公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。

イ 通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関係してはならない。

### (2) 協力義務

会員は正当な理由がある場合を除き、当協会の公益通報に関する措置に誠実に対応しなければならない。

### (3) 通報関連資料の管理

各通報事案の処理に係る記録及び関係資料については、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成25年1月15日から施行する。